

第2期 多度津町子ども・子育て支援事業計画



第1期計画で定めた“「子育ての喜びと子育ての喜びをともに応援するまち」多度津町をめざして”を引き続き基本理念として定め、子どもも家庭も地域も一緒に成長し、その成長の喜びや楽しさを実感できる、ともに喜びあえるまちをめざしていきます。



本計画における基本理念

「子育ての喜びと子育ての喜びをともに応援するまち」 多度津町をめざして

子ども・子育て 応援方針

1 すべての子どもの健やかな成長を町ぐるみで応援します

【子ども・子育て支援のための基本施策】

- (1) 子どもの人権を尊重し、「一人の町民」としての自立を応援します
- (2) 成長段階に応じた子どもの健康づくりを応援します
- (3) 子どもの学びを応援します
- (4) 子どもの豊かな体験活動を応援します
- (5) 支援の必要な子どもの育ちを応援します

子ども・子育て 応援方針

2 すべての家庭（保護者）の楽しい子育てを町ぐるみで応援します

【子ども・子育て支援のための基本施策】

- (1) 子育て支援環境を充実します
- (2) すべての家庭の子育て力の向上を応援します
- (3) 子育て家庭を経済的に応援します
- (4) 働きながら子育てしている家庭を応援します
- (5) 子どもを明るい未来へつなぎます（貧困対策）

子ども・子育て 応援方針

3 子育てや子育ての喜びを共有できる地域づくりを応援します

【子ども・子育て支援のための基本施策】

- (1) 魅力ある安全な遊び場づくり・居場所づくりに取り組みます
- (2) 子育てにやさしい、安全・安心なまちづくりを進めます
- (3) 町民の意識を高め、地域の子育て力・子育て力を高めます

子ども・子育て支援のための基本施策

1. すべての子どもの健やかな成長を町ぐるみで応援します

“子どもの利益を最大限に尊重”を大切に、『子どもの目線』に立ちながら、本町に住むすべての子どもが乳幼児から思春期に至る各段階に応じて、健やかに成長できるよう支援します。

また、すべての子どもが町の「次代の担い手」、「未来を託す担い手」として豊かな人間性を形成し、将来、明るい家庭を持つことができるよう、町ぐるみで支援します。

(1)子どもの人権を尊重し、「一人の町民」としての自立を応援します

- 1)子どもの権利・意見を尊重するまちづくり
- 2)児童虐待の防止と早期対応

(2)成長段階に応じた子どもの健康づくりを応援します

- 1)保健サービスの充実
- 2)医療サービスの充実

(3)子どもの学びを応援します

- 1)幼児期の教育の充実
- 2)学校教育の充実

(4)子どもの豊かな体験活動を応援します

- 1)社会体験の促進
- 2)地域活動・文化活動の促進
- 3)スポーツ活動の促進

(5)支援の必要な子どもの育ちを応援します

- 1)障害児への支援の充実
- 2)ひとり親家庭への支援の強化



2. すべての家庭(保護者)の楽しい子育てを町ぐるみで応援します

子育て家庭(保護者)が抱える多様なニーズに柔軟に対応できるよう、各種子育て支援サービスや仕事と家庭の両立支援など、分野横断的な支援に取り組みます。

また、子育て家庭が不安や悩みを抱え、また地域で孤立することがないように、各種相談体制の充実を図るとともに、一緒に子育てできる仲間づくりを支えています。

(1)子育て支援環境を充実します

- 1)多様なニーズに対応した保育の拡充
- 2)放課後児童対策等の充実

(2)すべての家庭の子育て力の向上を応援します

- 1)情報提供体制の充実
- 2)相談体制の充実
- 3)子育て交流の促進

(3)子育て家庭を経済的に応援します

- 1)経済的負担の軽減
- 2)医療費等の助成

(4)働きながら子育てしている家庭を応援します

- 1)男女共同参画の促進
- 2)ワーク・ライフ・バランスの推進

(5)子どもを明るい未来へつなぎます(貧困対策)

- 1)教育の支援
- 2)保護者の生活支援と就労支援
- 3)子どもの生活支援



3. 子育てや子育ての喜びを共有できる地域づくりを応援します

子どもの健やかな成長には、その家庭だけでなく、地域や学校、職域など、様々な人たちによる支援が必要です。

子どもの成長を支え、見守り、活動する人達を支援し、ともに喜びを分かち合える地域づくりを進めます。

また、子どもたちが地域の中で、安全・安心で、楽しく成長できる地域づくりを進めていきます。

(1) 魅力ある安全な遊び場づくり・居場所づくりに取り組みます

- 1) 屋外活動の場の充実
- 2) 屋内活動の場の充実

(2) 子育てにやさしい、安全・安心なまちづくりを進めます

- 1) 子どもにやさしいまちづくりの推進
- 2) 子どもの安全・安心の確保
- 3) 青少年の育成に健全な環境の確保

(3) 町民の意識を高め、地域の子育て力・子育て力を高めます

- 1) 町民の関心の喚起
- 2) 地域子育て機能の強化
- 3) 子育てを支援する人材の育成



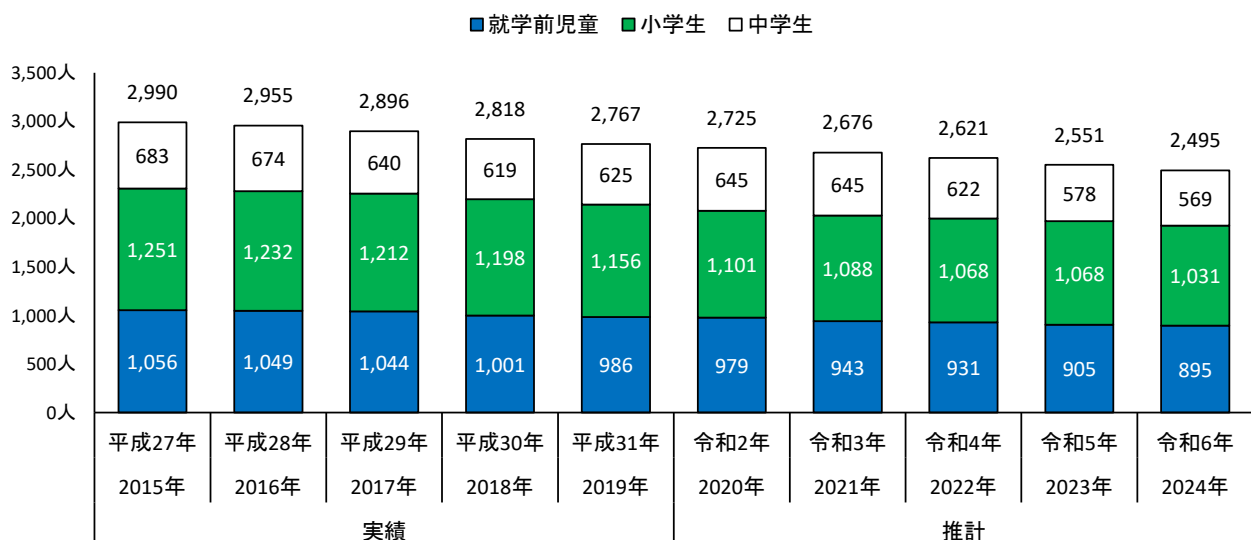
子ども・子育て支援事業計画

将来人口推計

本町の総人口は平成 27 年から平成 28 年にかけて増加するものの、その後は減少傾向にあり、平成 31 年で 23,451 人となっており、人口推計の結果、総人口は年々減少し、令和 6 年には 22,811 人になると推計されます。

子ども人口も減少すると推計され、各学齢期のどの段階においても減少していくと推測されます。

子ども人口の推計（学齢期別）



資料：実績は住民基本台帳（各年4月1日現在）、推計はセンサス変化率法に基づく推計

教育・保育事業の今後の確保量

	確保量				
	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
幼稚園	435人	435人	435人	435人	435人
保育所	562人	562人	562人	562人	562人

地域子ども・子育て支援事業の内容と確保量（主な事業）

事業名	事業の内容	確保量
		令和6年度 (2024年度)
利用者支援事業	子どもや保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。	基本型1か所 母子保健型1か所
時間外保育事業	保育所において、通常の利用時間を超えて保育を実施する事業です。	244人 (6か所)
放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室や保育所、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供し、子どもたちの健全な育成を図る事業です。	385人
放課後子ども教室	子どもたちの活動拠点(居場所)を確保し、放課後や週末等における様々な体験活動や地域住民との交流活動等を、地域の協力を得ながら実施する事業です。	4か所
ショートステイ事業	保護者の疾病や仕事等の事由により、児童の養育が一時的に困難となった場合や、母子が夫の暴力などにより緊急に一時避難する場合に、児童等を児童養護施設等で一時的に保護するものです。	12人日
トワイライトステイ事業	保護者が仕事等の理由により、平日の夜間または休日に不在となり児童の養育が困難となった場合等に、児童を児童養護施設等で保護するものです。	4人日
地域子育て支援拠点事業	乳幼児とその保護者が交流する場所(子育て支援センター等)を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言などの援助を行う事業です。	3か所
一時預かり事業	幼稚園において保護者の就労や疾病・出産等により保育が困難な就学前の子どもについて、幼稚園終了時間後に一時的な保育を行う事業です。	2,883人日
幼稚園以外の一時預かり	保育所等を利用していない家庭において、一時的に家庭での保育が困難となる場合に、保育所や認定こども園等で児童を一時的に預かります。	519人日
病児・病後児保育事業	病気にかかっている子どもや回復しつつある子どもを病院等の医療機関や保育施設などで看護師等が一時的に預かる事業です。	194人日

第2期多度津町子ども・子育て支援事業計画

発行：多度津町健康福祉課

住所：〒764-8501

香川県仲多度郡多度津町栄町一丁目1番91号

TEL：(0877) 33-1110 (代) FAX：(0877) 33-2550

